

# UBC情報

発行： 2025年8月1日

No. 302

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

猛暑の折、皆さまにおかれましてはお健やかに過ごしのことと存じます。

弊社では、誠に勝手ながら下記日程を夏季休業とさせていただきます。

■夏季休業期間

2025年8月14日（木）～8月17日（日）

## トピックス

### 中小向け「賃上げ促進税制」を適用する場合

政府が閣議決定した「骨太の方針2025」では、「賃上げこそが成長戦略の要」としており、中小企業にとって賃上げ促進税制は益々重要となります。

#### ◆繰越控除措置がある中小向け賃上げ促進税制

中小企業者等が雇用者の給与等支給額を前年度比1.5%以上増加させた場合、増加額の一定割合を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる中小企業向け「賃上げ促進税制」が適用できます。

令和6年4月以後に開始する事業年度（個人事業主は令和7年以後）では、前年度比1.5%以上で増加額の15%、前年度比2.5%以上で30%となり、上乗せ措置（教育訓練費の増加、くるみん・えるぼし認定）の適用で控除率は最大45%となります（ただし、法人税額等の20%が控除上限）。

なお、赤字のため控除する税額がない場合や、控除上限を超過する場合に、控除しきれなかった額は翌年度以降5年間繰り越すことが可能です。

#### ◆本税制における留意点等

◎雇用者給与等支給額……全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいますが、使用人兼務役員や役員の特典関係者に対する給与等は除きます。

◎教育訓練費に係る上乗せ措置……適用事業年度に国内雇用者の教育訓練費が①前年度比5%以上増加していること、②雇用者給与等支給額の0.05%以上であることを満たす場合は税額控除率を10%上乗せしますが、前年度の教育訓練費が0の場合は②の要件を満たせば適用できます。

◎繰越控除措置……翌年度以降に繰り越した額を税額控除する場合は、その事業年度に雇用者給与等支給額が前年度より増加していることが必要です。

#### 公的年金等の源泉徴収における取扱い

令和7年度税制改正により所得税の基礎控除の見直し等が行われましたが、令和7年分の公的年金等の源泉徴収では、12月の年金支払い時に一定の基礎的控除額を用いて計算した1年分の税額と、すでに源泉徴収した税額との精算を行い、差額が生じる場合は還付されます。

なお、創設された特定親族特別控除の適用を受ける場合や、扶養親族等の要件を満たすこととなった親族について扶養控除等の適用を受ける場合は原則、確定申告が必要となります。



### ◆防衛力強化の財源となる税制措置◆

令和7年度税制改正では、国の防衛力を強化するための安定的な財源の確保を目的とした税制措置として、防衛特別法人税の創設及びたばこ税の見直しが行われました。

#### ◆防衛特別法人税の創設

防衛特別法人税は、所得に対して法人税が課される法人を納税義務者として、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度の基準法人税額（所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額）に課されるものです。

防衛特別法人税の額は、基準法人税額から基礎控除額（年500万円）を控除した課税標準法人税額に4%の税率を乗じた金額となります。また、防衛特別法人税の額に対して外国税額控除など一定の税額控除を適用することができます。

なお、中小法人の場合は計算上、所得が2400万円程度までは課税されません。

#### ◆加熱式たばこの課税やたばこ税率の見直し

たばこ税の見直しでは、加熱式たばこ紙巻たばこの税負担差を解消するため、加熱式たばこを「スティック型」と「スティック型以外」に区分した上で、紙巻たばこへの本数の換算方法を見直します。また、国のたばこ税率についても1本あたり1.5円の引上げが行われます。

激変緩和等の観点から、加熱式たばこの課税方式の見直しは、令和8年4月と同年10月の2段階で実施されます。

たばこ税率については、令和9年4月、令和10年4月、令和11年4月の3段階で実施し、それぞれ1本あたり0.5円ずつ引上げます。

### ◆本年11月以前に準確定申告を提出した場合◆

令和7年分の所得税から基礎控除額の引上げや給与所得控除の最低保障額引上げ、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の引上げが行われますが、これらの改正は本年12月1日から施行されます。

そのため、年の中途で確定申告をすべき方が亡くなった際に相続人が代わって手続きを行う場合や、1年以上の海外赴任などで年の中途に出国する場合において、準確定申告書を本年11月30日以前に提出した方は基礎控除額の引上げ等の適用は受けられないこととなります。この場合は、本年12月1日から令和12年12月2日までに「更正の請求」を行うことで適用できます。

### ◆10月からふるさと納税によるポイント禁止◆

ふるさと納税を実施する自治体は、基準に適合する団体として総務大臣の指定を受ける必要がありますが、指定基準の改正に伴い、本年10月から「寄附者にポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集が禁止」となります。

これによって、ふるさと納税を仲介するポータルサイト等が寄附額に応じてポイント等を付与することはできなくなります（ポイントサイトを経由した寄附によるポイント付与も同様）。

なお、クレジット会社等から寄附の決済に伴い付与されるポイント等は、通常の決済として付与されるものであれば該当しません（ふるさと納税を対象として追加的に付与されるものは該当）。

### ◆電気・ガス料金支援を7～9月に実施◆

政府は足元の物価高に対応する観点から、電気や都市ガスを利用する家庭や企業などに対して本年7～9月の3ヵ月間、使用量に応じた料金軽減措置を実施します。

具体的に、7月使用分は電気2.0円/kWh（高圧は1.0円/kWh）、都市ガス8.0円/m<sup>3</sup>、8月使用分は電気2.4円/kWh（高圧は1.2円/kWh）、都市ガス10.0円/m<sup>3</sup>、9月使用分は7月使用分と同じです。これにより標準的な家庭において3ヵ月間で3千円程度の引下げとなります。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>

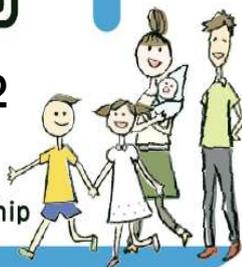


# UBC社福 情報

No. 302

発行：2025年  
8月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：https://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会  
(一社)全国地域医業研究会

## 総合福祉

### 事業活動計算書各論

#### サービス活動費用① 共通経費の配分、人件費

#### 1. サービス活動費用の内容

サービス活動費用とは、サービス活動に要した費用をいい、会計基準別表第二に勘定科目体系が示されています。そこに示されている大区分科目のうち「人件費」「事業費」「事務費」「就労支援事業費用」「授産事業費用」はさらに中区分科目に細分されます。

#### 2. 共通費用の取扱い

社会福祉法人は計算書類の作成に当たり、事業区分・拠点区分・サービス区分を設けることが要請されていますが、サービス活動費用にはいずれか一つの区分に固有の費用ばかりでなく、複数の区分にまたがって発生する費用(＝共通費用)が数多く存在します。

人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分・拠点区分・サービス区分に共通する費用(支出)については、合理的な基準に基づいて配分することになりますが、その配分基準は、費用(支出)の項目ごと、その発生に最も密接に関する量的基準(例えば、人員、時間、面積等による基準、又はこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用するものとされています。

また、実務上、ある特定の区分から、他の区分の費用負担分もまとめて外部に支払い(引落し)、後日、他の区分負担額を当初まとめて支払った区分に資金移動させ精算されるケースがあります。この場合、他の区分の費用負担分について、まとめて支払う区分では「〇〇区分間貸付金」、他の区分では「〇〇区分間借入金」の内部取引科目を用いて各区分で負担すべき費用を各区分に計上させ、後日、各区分負担額が当初まとめて支払った区分に資金移動され精算(内部取引科目の相殺)がなされることとなります。

#### 3. 人件費

##### (1) 給与の計上

役員に支払う報酬・諸手当を「役員報酬」、職員に支払う俸給・諸手当を「職員給料」、職員に対する確定給付のうちの、当該会計期間に係る部分の金額を「職員賞与」として計上します。非常勤職員に支払う俸給・諸手当(賞与含む)はこれらと区別して、「非常勤職員給与」として計上します。

給料等の支払時に、源泉徴収税(原則翌月10日納付)や職員負担分の社会保険料(原則翌月末納付)などを支給額から控除しますが、それら控除額は「職員預り金」として計上し、それぞれの機関への納付時に「職員預り金」を取り崩します。

消費税法上、職員給料は、雇用契約に基づく労働の対価であり、「事業として行う資産の譲渡等の対価」には当たらないため、不課税取引となります。通勤手当は一定の限度額内であれば所得税法上非課税です。

なお、人材派遣会社から派遣社員を受け入れている場合において、法人と派遣社員の間には雇用関係がないため、派遣会社への支払額は人材派遣料となり「課税取引」となりますが、実態は派遣会社を利用して人材に資金を投入していることから、人件費区分の「派遣職員費」として計上する点は留意が必要です。

## (2) 決算時における未払処理

支給時に費用として処理している場合でも、決算時においては、給料計算の締日から末日までの人件費発生額を計算して、「未払費用」（締日＝末日の場合は「事業未払金」）として計上する必要があります。そして、翌期首に、「未払費用」「事業未払金」の反対仕訳を行います。この反対仕訳と、実際に翌月の給料支払があったときの費用処理が相殺されて、翌期分に係る費用のみが翌期の「職員給料」となります。

## (3) 法定福利費の計上

法定福利費とは、法令に基づいて法人が負担する健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料などの費用をいいます。

狭義の社会保険料である健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料の職員負担分については、毎月の職員給料から前月分の保険料を控除することとなっており、当該控除額を「職員預り金」として計上します。一方、法人負担分は当月分を当月に「未払費用」として計上します。また、納付は前月分の保険料を当月末までに、法人負担分と職員負担分を合わせて納付することとなっています。そのため、納付時には、前月に計上した前月分の「未払費用」と当月に計上した前月分の「職員預り金」を取り崩すこととなります。

雇用保険料、労災保険料などの労働保険料については、i) 概算保険料の納付、ii) 前期概算と確定の差額の精算納付、iii) 職員からの徴収などの取引が発生します。会計処理にはさまざまな実務がありますが、例えば、i) およびii) の法人負担分は「法定福利費」として処理し、職員負担分は「立替金」などで資産計上し、iii) の時点で「立替金」などを取り崩す処理などがあります。（総合福祉研究会）

## 介護

### 離職者の他業種への転職進む 介護10団体が調査を実施

全国老人保健施設協会や全国老人福祉施設協議会など介護関係団体の代表は5月8日の会見で、「介護現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」の結果を発表しました。離職者の他業種への転職が進んでいることが明らかになりました。調査は介護関係10団体が実施しました。期間は4月9日～25日で、回答数は1万1203事業所分です。

賃上げの状況は、令和7年度の正社員の賃上げ率は2.15%で、今年の春闘の全産業平均5.37%を3.22ポイント下回りました。令和6年度の差は2.07ポイントで、全産業平均との差は拡大しています。

物価高騰の状況（令和7年1月）は、前年同時期で「電気代」19.9%増、「ガス代」10.0%増、「燃料費」6.6%増で、施設系・居住系・在宅系いずれのサービスでも上昇しています。

介護現場全体の離職者（令和7年1～3月の月平均）は4,174人です。経験10年未満の正社員は1,362人で令和5年よりも20%増え、経験10年以上の正社員は325人で45%増となりました。このうち介護職の離職者（同）は2,625人です。経験10年未満の正社員は938人で令和5年よりも21%増え、経験10年以上の正社員は199人で40%増えました。

離職者の医療・介護・福祉業界以外の他業種への転職者（同）は、介護職の経験10年未満の正社員・パート等は123人で令和5年よりも45%増え、経験10年以上の正社員は16人で77%増えました。介護職以外の正社員・パート等は77人で67%増となりました。

会見で全老健の東憲太郎会長は「他業種への転職が非常に進んでおり、大変危機的な状況である」と訴えました。



（全国地域医業研究会）

